

★ 知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則（規則第三十七号）（人事課）

一 改正の要旨

副知事玉井優子が退任し、横田美香が新たに副知事に就任することに伴い、知事の職務代理者に関する定めについて、必要な整理を行った。

二 施行期日

令和七年四月一日

★ 地方独立行政法人広島県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（規則第三十八号）（医療機能強化推進課）

一 制定の理由

地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人広島県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めた。

二 施行期日

令和七年四月一日